平成２５年（フ）第８８８号
神戸市中央区北長狭通３丁目４番６号
破産者　有限会社鳥功食品
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目８番18号、旧住所岡山県倉敷市児島下の町10丁目376番地73
破産者　藤川　克仁
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５３号
岡山市北区御津紙工1872番地、開始決定時の住所岡山市中区四御神836番地東ヶ丘市営住宅Ｃ502―７
破産者　勅使河原克利
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６４号
岡山市北区富町１丁目６番17号富町サンハイツ１―207
破産者　島村　和雄
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４００号
仙台市太白区西中田７丁目６番28号　ロフティ西中田Ⅲ―206
破産者　國分　周二
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
仙台市若林区中倉２丁目11番８号
破産者　佐々木　裕
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７３３号
仙台市若林区沖野１丁目55番23号
破産者　郡山　弘恵
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６０５号
大阪市城東区東中浜４丁目９―17　パークサイド22―303号室、開始決定時大阪府東大阪市稲田新町２丁目２番40号
破産者　平尾工務店こと　平尾　文義
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５号
静岡市清水区蒲原４丁目15番29号
破産者　戸塚　勝夫
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９４号
広島市安佐南区高取北１丁目17番41号
破産者　髙原ミヨ子
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７０号
青森県むつ市大平町23番11号
破産者　蝦名　千里
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
盛岡市八幡町１番７―606号
破産者　佐々木洋明
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４４号
盛岡市長橋町３番31号、開始決定時の住所盛岡市中野１丁目15番８号
破産者　渡邊　公志
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２１８号
静岡県富士市石坂461番地の19
破産者　遠藤　一彦
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１９号
北九州市若松区北湊町５番45―1103号
破産者　加藤　拓治
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６００号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番３―32号
破産者　黒川ヨシ子（旧姓大草）
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７３号
仙台市泉区北中山４丁目23番地の６
破産者　西堀　元裕
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０６号
仙台市若林区六丁の目南町３番45号　星アパート102
破産者　菱沼　明男
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係